

10月1日から



幼児教育・保育の無償化が始まります

☎ こども課幼保係 ☎(95)9887

福祉課社会福祉係 ☎(95)9884 (障害児通所(入所)支援のみ)

幼稚園・保育所などを利用する次の子どもの利用料が無償化されます。

①幼稚園、認可保育所、認定こども園など

- ・3～5歳児クラスの子どもの利用料が無償化
- ・0～2歳児クラスの子どもは、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化
- ・私学助成幼稚園(私立幼稚園など)については、満3歳から月額25,700円まで無償化

無償化に伴い、原則給食(主食および副食)の費用は実費負担となります。

年収360万円未満相当世帯と第3子については、費用が免除されます。第3子の範囲および免除費用の範囲は利用施設により異なります。

原則申請不要ですが、私学助成幼稚園(私立幼稚園など)は申請が必要です。認定保育時間を超えた延長保育料は無償化の対象外です。

②幼稚園の預かり保育

- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた3～5歳児クラスまでの子どもの利用料が、利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化
- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた満3歳(3歳になった日から次の3月末日まで)の市民税非課税世帯は、利用日数に応じて1日あたり450円、月額16,300円を上限に無償化

③認可外保育施設など

- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた3～5歳児クラスの子どもの利用料が、月額37,000円まで無償化
- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた0～2歳児クラスの子どもの利用料が、市民税非課税世帯を対象として月額42,000円まで無償化

※対象施設などは、認可外保育施設(一定の基準を満たす施設)、一時預かり事業(プチ保育事業)、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業です。幼稚園(教育時間を含む平日8時間または年間200日以上)の預かり保育を提供している場合、認可保育所、認定こども園、企業主導型保育事業を利用している場合は対象外です。

④障害児通所(入所)支援

- ・満3歳になった後の4月1日～小学校就学前までの子どもの利用料が無償化

※幼稚園、認可保育所、認定こども園などと併せて利用する場合も無償化の対象です。対象支援などは児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所および医療型障害児入所です。

⑤そのほか

- ・企業主導型保育事業については、3～5歳児クラスおよび0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは、標準的な利用料が無償化

企業の退職金準備は中退共・特退金で

掛け金の一部を補助します

☎ 商工課企業応援係 ☎(95)9895

市では、中小企業の従業員の福祉増進および雇用の安定のために、次の共済制度に新規に加入した事業所に対し、当初の1年間の掛け金の10%(中退共)、20%(特退金)を補助しています。契約日から12か月経過した月の属する年度末までに申請してください。

特色

- ・独自に退職金制度を持つことが困難な中小企業でも、大企業並みの退職金を支払うことができます
- ・毎月定額の掛け金で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます
- ・掛け金は税法上損金または必要経費として全額非課税となります
- ・従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます

制度	問合せ
中小企業退職金共済制度	勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 名古屋コーナー ☎052(856)5151
特定退職金共済制度	商工会議所 ☎(41)1100